

茨城県報

第6077号

昭和47年12月18日

月曜日

(明治35年3月17日)
(第三種郵便物認可)

目次

告示

	ページ
●法人の指定(税務課).....	1
●青少年に有害な図書(青少年課).....	2
●療養取扱機関の申し出の受理があつたものとみなされるもの等(国民健康保険課)...	3
●土地改良事業の縦覧(農地管理課).....	3
●土地改良事業の認可(2件)(〃).....	4
●土地改良区の定款変更(〃).....	4
●都市計画事業の認可(都市施設課)(下水道課).....	5
●道路位置の指定(建築指導課).....	5
●土地改良区役員の就退任(2件)(江戸崎土地改良事務所).....	6
●土地改良区役員の就退任(水戸土地改良事務所).....	8
●土地改良区役員の退任(境土地改良事務所).....	9
●土地改良区役員の退任(鹿島土地改良事務所).....	10

訓令

(教育委員会)

●茨城県教職員住宅管理規程の一部改正.....	10
-------------------------	----

公告

●都市計画事業の施行者の名称等(都市施設課).....	11
●住宅地造成事業の工事完了(建築指導課).....	11

告示

茨城県告示第1216号

下記の法人を茨城県県税条例(昭和25年茨城県条例第43号)第41条の2第4号に規定する法人に指定する。

昭和47年12月18日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

法人名及び代表者名	法人の所在地	条例適用の日
財団法人 勝田市住宅公社 理事長 川 又 敏 雄	茨城県勝田市東石川1370番地	昭和40年1月6日

茨城県告示第1217号

茨城県青少年のための環境整備条例(昭和37年茨城県条例第60号)第8条第1項の規定により、
青少年に有害な図書として、次のものを指定する。

昭和47年12月18日

指定番号	誌 名	茨城県知事 岩 上 二 郎 号 別	発 行 所 名
542	新チビつ子猛語録		二見書房
543	B & B	1 月 号	淡路書房
544	プ レ イ 7	"	"
545	プ レ イ 情 報	"	"
546	裏 の ウ ラ	"	"
547	B E L L E	"	新星社
548	夜 の 窓	"	"
549	Soft マガジン	"	司書房
550	HOT マガジン	"	"
551	M e n	"	東京三世社
552	S M セ レ ク ト	"	"
553	夜 の タ ネ 本	"	日晴社
554	theガールズ(夜のタネ本)	1 月 号 増 刊	"
555	C a n t y	1 月 号	隆成館
556	Soft Play (Beat)	1 月 増 刊 号	"
557	実 話 セ レ ク ト	1 月 創 刊 号	辰巳出版
558	ワ ー ル ド	新 年 号	"
559	ヤ ン グ ガ ー ル	1 月 号	大洋図書
560	ラ ブ ハ ン タ ー	"	"
561	S & M コレクター	"	サン出版
562	S P O T	1 月 創 刊 号	"
563	B A I S E R	1 月 号	愛宕書房
564	実 話 エ キ サ イ ト	"	檸檬社
965	S M キ ン グ	"	鬼プロダクション
566	問 題 S M 小 説	"	コバルト社
567	C O Q U E T T E	新 年 号	せぶん社
568	P A N G /	1 月 号	光彩書房
569	B u n n y	"	文献資料刊行会

茨城県告示第1218号

下記1のものは、国民健康保険法第37条第3項の規定により、療養取扱機関の申し出の受理があつたものとみなされ、並びに下記1及び2のものから国民健康保険法第37条第5項の規定により、他の都道府県の療養の給付を取り扱う旨の申し出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令第1条第1項および第2項により告示する。

昭和47年12月18日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 医療取扱機関の申出の受理があつたものとみなされ、及び国民健康保険法第37条第5項の申出を受理したもの

記号番号	申出受理 年 月 日	療養取扱機関名	開設者名	所在地	37条5項 受理年月日	申出 範囲
011.012.2	47.11.1	財団法人報恩会 石崎病院付属 水戸診療所	田 中 収 司	水戸市緑町 3—5—44	47.11.1	全 国
152.020.4	〃	神の山診療所	渡 辺 三 郎	北茨城市関本町 八反677	〃	〃
312.053.2	47.7.3	美野里 医 院	市, 沢 昭 光	東茨城郡美野里 町羽鳥2607の16	47.10.31	〃

- 2 すでに療養取扱機関として受理されていたが、新たに国民健康保険法第37条第5項の申出を受理したもの

記号番号	療養取扱機関名	開設者	所在地	37条5項 受理年月日	申出 範囲
332.034.8	茨城県大宮保健所	岩 上 二 郎	那珂郡大宮町415—2	47.11.11	全 国
014.036.2	自由ヶ丘 薬 局	潮 田 且	水戸市東原2—9—6	47.11.13	〃

茨城県告示第1219号

東茨城郡御前山村大字長倉1450、川崎甫ほか15名から昭和47年7月14日付で認可申請のあつた砂金地区土地改良事業（共同施行）は適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和47年12月18日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 縦覧に供する書類

- (7) 砂金地区土地改良事業共同施行規約の写し
(イ) 砂金地区土地改良事業計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間

昭和48年1月5日から昭和48年1月25日まで

3 縦 覧 の 場 所

御前山村役場

茨城県告示第1220号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第10条1項の規定により次の土地改良事業を認可したので同法第96条の2第7項の規定により公告する。

昭和47年12月18日

茨城県知事 岩 上 二 郎

事業主体名	実施地区	申請年月日	認可年月日
八 郷 町	下 青 柳 地 区	昭和47年3月28日	昭和47年12月11日
土 浦 市	鶴 沼 地 区	昭和47年7月20日	昭和47年12月11日

茨城県告示第1221号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第7項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の土地改良事業を認可したので同法第48条第9項の規定により公告する。

昭和47年12月18日

茨城県知事 岩 上 二 郎

土地改良区	実施地区	申請年月日	認可年月日
豊田新利根土地改良区	内 野 地 区	昭和47年8月31日	昭和47年12月11日
同 上	手 栗 地 区	同 上	同 上
同 上	長 竿 地 区	同 上	同 上
同 上	塩 沼 地 区	昭和47年9月13日	同 上

茨城県告示第1222号

昭和47年9月20日付で土浦市飯田土地改良区から申請のあつた定款変更を昭和47年12月11日認可した。

昭和47年12月18日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第1223号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

昭和47年12月18日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 施行者の名称 常総地方広域市町村圏事務組合
- 2 都市計画事業の種類及び名称
取手都市計画公園事業 6.5.101 常総運動公園
- 3 事業施行期間 昭和47年12月18日から昭和52年3月31日まで
- 4 事業地 北相馬郡守谷町大字野木崎字塙耕地、神明及び中道上地内

- 1 施行者の名称 境 町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
岩井、境都市計画下水道事業境下水道（中央第一下水路）
- 3 事業施行期間 昭和47年12月18日から昭和52年3月31日まで
- 4 事業地 (1) 収容の部分 境町字浅間下、浅間前、鹿島下及び蓮地、大字下小橋字郷地内
(2) 使用の部分 境町字浅間下、浅間前、鹿島下及び蓮地、大字下小塙、大道西、大道東地内

茨城県告示第1224号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和47年12月18日

茨城県知事 岩 上 二 郎

A

番 号	指定年月日	指 定 の 位 置	道路幅員及び延長	
			幅 員 (m)	延 長 (m)
1	47.12.18	稲敷郡阿見町荒川本郷字鶉原2186—1	4.00	189.50
2	〃	〃 〃 大字阿見字稲荷向4256—3	4.04	34.50
3	〃	取手市大字台宿字鬼角子下169—3	4.20	6.20
			6.00	26.00

B

1	47.12.18	水戸市笠原町1035—2の一部	4.80	16.40
2	"	" 渡里町字高野台3321—1の一部	4.00	22.45
3	"	勝田市大字馬渡字向野3908—4	4.00	24.10
4	"	那珂郡大宮町字富士山3229—5	4.00	33.00
5	"	勝田市大字市毛字下坪404—153	4.00	34.00
6	"	水戸市千波町字久保291—2, 295—2	4.00	33.00

C

1	47.12.18	石岡市石岡東庵寺1303—2	5.00	25.30
2	"	" " 並木東2110—6	4.00	24.40
3	"	新治郡千代田村下稲吉1598—3	6.00	49.25

茨城県告示第1225号

稲敷郡牛久町久野3901番地の1に事務所をおく牛久土地改良区から、次のとおり役員が就退任した旨届け出があつたので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により公告する。

昭和47年12月18日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 酒 井 善 吉

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
稲敷郡牛久町井ノ岡2147	理 事	吉 田 政 雄	
" " 桂150の1	"	吉 田 正一郎	
" " "514	"	吉 田 千 秋	
" " "1222	"	木 村 三 郎	
" " 井ノ岡2784	"	山 岡 利 二	
" " " 2146	"	栗 山 義 夫	
" " 久野乙248の1	"	本 橋 武 夫	
" " " 4144	"	橋 本 徹	
" " 桂2470	監 事	中 山 政 吉	
" " 久野乙249	"	日下部 英 雄	
" " 井ノ岡1798	"	宮 本 庄兵衛	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
稲敷郡牛久町井ノ岡2147	理 事	吉 田 政 雄	
〃 〃 桂150の1	〃	吉 田 正一郎	
〃 〃 〃542	〃	吉 田 政 一	
〃 〃 〃1225	〃	木 村 長 寿	
〃 〃 井ノ岡2784	〃	山 田 利 二	
〃 〃 〃 2146	〃	栗 山・義 夫	
〃 〃 久野乙248の1	〃	本 橋 武 夫	
〃 〃 〃 4144	〃	橋 本 徹	
〃 〃 桂2470	監 事	中 山 政 吉	
〃 〃 久野乙249	〃	日下部 英 雄	
〃 〃 井ノ岡1798	〃	宮 本 庄兵衛	

茨城県告示第1226号

竜ヶ崎市川原代町2640番地の1に事務所をおく牛久沼土地改良区から、次のとおり役員が就退任した旨届け出があつたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

昭和47年12月18日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 酒 井 善 吉

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
竜ヶ崎市川原代町1253	理 事	諸 岡 茂	
〃 馴馬町2278	〃	門 倉 治 夫	
〃 長沖新田町27	〃	沼 崎 景 二	
〃 佐貫町558の1	〃	木 村 直 助	
〃 馴馬町4194	〃	平 野 三 英	
〃 4559	〃	椎 塚 栄 一	
〃 4744	〃	石 山 喜 助	
〃 403	〃	四ッ谷 清 喜	
〃 大徳町2518	〃	大 野 幸 喜	
〃 宮淵町26	〃	豊 崎 初 男	
〃 大徳町130の1	〃	宮 本 朝之助	
〃 〃 326の1	〃	関 口 好 平	
稲敷郡河内村生板5104	〃	飯 塚 喜治夫	
竜ヶ崎市7528	監 事	岩 井 一 二	
〃 川原代町5868	〃	鴻 巣 栄 治	
〃 馴馬町2333	〃	渡 辺 芳 郎	
〃 7419	〃	増 田 栄 治	
〃 大徳町818	〃	関 口 一 郎	
稲敷郡河内村生板5153	〃	石 山 正 男	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
竜ヶ崎市川原代町1253	理 事	諸 岡 茂	
〃 長沖新田町27	〃	沼 崎 景 二	
〃 佐貫町558の 1	〃	木 村 直 助	
〃 馴馬町4194	〃	平 野 三 英	
〃 佐貫町317	〃	野 口 良 夫	
〃 4744	〃	石 山 喜 助	
〃 403	〃	四ッ谷 清	
〃 須藤堀町908	〃	渡 辺 治 蔵	
〃 5108	〃	飯 塚 富 蔵	
〃 大徳町2518	〃	大 野 幸 喜	
〃 宮淵町26	〃	豊 崎 初 男	
〃 大徳町130の 1	〃	宮 本 朝之助	
〃 〃 326の 1	〃	関 口 好 平	
稲敷郡河内村生板5104	〃	飯 塚 喜治夫	
竜ヶ崎市7528	監 事	岩 井 一 二	
〃 川原代町5868	〃	鴻 巣 栄 治	
〃 馴馬町2333	〃	渡 辺 芳 郎	
〃 7419	〃	増 田 栄 治	
〃 佐沼町11418	〃	藍 沢 正 三	
〃 大徳町370	〃	足 立 清一郎	
稲敷郡河内村大字生板5153	〃	石 山 正 男	

茨城県告示第1227号

東茨城郡茨城町大字小堤1743に事務所をおく潤沼干拓土地改良区から、下記のとおり役員が就任した旨届け出があつたので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第17項の規定により公告する。

昭和47年12月18日

茨城県水戸土地改良事務所長 山 崎 三 郎

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
東茨城郡茨城町南栗崎681	理 事	萩 津 正 夫	理 事 長
〃 〃 海老沢156の 1	〃	石 井 武 夫	
〃 〃 〃 26	〃	清 水 勇	
〃 〃 〃 16	〃	勝 山 栄	
〃 〃 〃 1391の 2	〃	石 川 秀 雄	
〃 〃 網掛157の 1	〃	高根沢 章	
〃 〃 〃 38	〃	大 川 治	
〃 〃 宮ヶ崎954	〃	海老沢 精	
〃 〃 〃 911	〃	海老沢 義 雄	
〃 〃 〃 429	〃	海老沢 五 男	
〃 〃 〃 958の 1	〃	海老沢 庸 男	

"	"	"	703	"	海老沢 久 男
"	"	"	7333の1	"	海老沢 武 男
"	"	"	630	"	川 崎 金三郎
"	"	"	1516の1	"	会 沢 武 夫
"	"	網掛	1087	"	藤 沢 茂
"	"	"	18	監 事	畠 井 一 郎
"	"	宮ヶ崎	1592の1	"	清 水 耕三郎
"	"	海老沢	24	"	勝 山 権次郎

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
東茨城郡茨城町宮ヶ崎733の1	理 事	海老沢 武 男	理 事 長
" " 海老沢1529の1	"	宮 島 勇	
" " " 246	"	篠 原 正 年	
" " " 215	"	坂 場 善 行	
" " " 13	"	勝 山 博 文	
" " 網掛103	"	高根沢 仲 雄	
" " " 157の1	"	高根沢 章	
" " 宮ヶ崎1516の1	"	会 沢 武 夫	
" " " 698	"	海老沢 凡 夫	
" " " 1208	"	海老沢 豊	
" " " 447	"	海老沢 平一郎	
" " " 1592の1	"	清 水 耕三郎	
" " " 1303	"	斎 藤 守	
" " " 926の2	"	林 敬 三	
" " " 174	"	海老沢 昇	
" " 南栗崎681	"	萩 津 正 夫	
" " 海老沢32の1	監 事	大 谷 条之助	
" " 宮ヶ崎703	"	海老沢 久 雄	
" " 網掛18	"	畠 井 一 郎	

茨城県告示第1228号

岩井市大字鶴戸 439 の 3 に事務所をおく鶴戸沼土地改良区から、次のとおり役員が退任した旨届け出があつたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

昭和47年12月18日

茨城県境土地改良事務所長 安 達 敏 三

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
岩井市大字鶴戸821の1	理 事	風 見 健太郎	

茨城県告示第1229号

鹿島郡波崎町6530番地に事務所をおく波崎土地改良区から、次のとおり役員が退任した旨届け出があつたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

昭和47年12月18日

茨城県鹿島土地改良事務所長 照 沼 義 広

退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
鹿島郡波崎町8399	理 事	泉 豊 作	
" " 2468	"	鴨 川 治 郎	
" " 大字須田2891	"	田 谷 亥之助	

訓 令

(教 育 委 員 会)

茨城県教育委員会訓令第15号

茨城県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和47年12月18日

茨城県教育委員会委員長 須 藤 敬

茨城県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令

茨城県教職員住宅管理規程（昭和42年茨城県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

勝 田 地区住宅	勝田市大字中根字小砂2998番地の1	県立勝田工業高等学校長	を
勝 田 地区住宅	勝田市大字中根字小砂2998番地の1	県立勝田工業高等学校長	に、
大 宮 地区住宅	那珂郡大宮町字姥賀529番地	県立大宮高等学校長	
竜ヶ崎地区住宅	竜ヶ崎市直舩7364番地の1, 7365番地の1, 7366番地, 7367番地, 7368番地	県立竜ヶ崎第二高等学校長	を
竜ヶ崎地区住宅	竜ヶ崎市直舩9364番地の1, 7365番地の1, 7366番地, 7367番地, 7368番地	県立竜ヶ崎第二高等学校長	に
岩 瀬 地区住宅	西茨城郡岩瀬町大字楸田字中原480番地の1	県立岩瀬高等学校長	

改める。

付 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

●都市計画事業の施行者の名称等

日立都市計画道路事業については、昭和47年11月14日建設省告示第1893号で認可した旨告示されたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定に基づき、次のとおり公告する。

昭和47年12月18日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 都市計画事業の種類及び名称

日立都市計画道路事業 2等大路第2類第102号 大久保河原子線

2 施行者の名称 茨 城 県

3 事務所の所在地 水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県庁

4 事業地の所在 日立市河原子町字分組及び木ノ下地内

●住宅地造成事業の工事完了

旧住宅地造成事業に関する法律（昭和39年法律第160号）第12条第3項の規定にもとづき、次の地域の工事が昭和47年12月1日に完了したことを公告する。

昭和47年12月18日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 工事を完了した施行地区又は工区に含まれる地域の名称

取手市大字取手字城ノ下甲157番地、甲158番地、甲159番地、甲162番地—1、甲162番地—2、甲163番地—2、乙491番地、字山ノ崎甲84番地—1、甲84番地—2、甲84番地—3、甲84番地—4、甲86番地、甲87番地—1、甲87番地—2、甲88番地—1、甲88番地—2、甲89番地—甲91番地、甲92番地—2、乙376番地、乙377番地、乙378番地、乙379番地、乙380番地、乙381番地、乙382番地、乙384番地、乙385番地、乙386番地—1、乙386番地—2、乙387番地、乙388番地、乙389番地、乙390番地、乙391番地、字仲間台乙329番地—1、乙329番地—2、乙330番地、乙331番地、乙332番地、乙333番地、乙334番地、乙341番地、乙342番地、乙343番地

2 事業主の住所及び氏名

東京都中央区日本橋通り2丁目2番地

八重洲興業株式会社

代表取締役 梶 勲

●日本住宅公団首都圏宅地開発本部公告第24号

取手都市計画事業戸頭土地区画整理審議会の借地権者

委員の補欠選挙人名簿の縦覧について

日本住宅公団法施行令 (昭和30年政令第 124 号) 第 7 条において準用する土地区画整理法施行令 (昭和30年政令第47号) 第21条第 1 項の規定に基づき、取手都市計画事業戸頭土地区画整理審議会の借地権者委員の補欠選挙の選挙人名簿を下記により縦覧に供する。

記

- 1 縦覧開始の日 昭和48年 1 月13日
- 2 縦覧期間 2 週間
- 3 縦覧場所 茨城県取手市大字戸頭281番地の10 日本住宅公団常総開発事務所
- 4 縦覧時間 自午前 9 時 至午後 5 時

昭和47年12月18日

日 本 住 宅 公 団

●日本住宅公団首都圏宅地開発本部公告第23号

取手都市計画事業戸頭土地区画整理審議会の

借地権者委員の補欠選挙期日について

日本住宅公団法施行令 (昭和30年政令第 124 号) 第 7 条において準用する土地区画整理法施行令 (昭和30年政令第47号) 第19条の規定に基づき、取手都市計画事業戸頭土地区画整理審議会の借地権者委員の補欠選挙を昭和48年 3 月11日に執行することを公告する。

昭和47年12月18日

日 本 住 宅 公 団

●研究学園都市計画事業小野川土地区画整理事業の施行規程および事業計画の縦覧

- 1 縦覧期間 昭和47年12月 9 日から昭和47年12月22日まで
- 2 縦覧時間 午前 9 時30分から午後17時30分まで
- 3 縦覧場所 茨城県筑波郡谷田部町大字上原字野口289番地 2

谷田部町上松部落研修センター

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1ヵ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) 金 3 0 0 円

茨城県水戸市三の丸 1 丁目 5 番38号

茨城県水戸市城東 1 丁目 5 番 5 号

発行人
発行所 茨 城 県

印刷所 茨 城 県 印 刷 所